

一般社団法人ワールドスケートジャパン 競技委員会規程

第 1 章 総 則

- 第1条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款第14章 第62条によりこの委員会を設ける。
- 第2条 この委員会は、スケートボード委員会、スピード委員会、アーティスティック委員会、インラインホッケー委員会、リンクホッケー委員会、ダウンヒル委員会、フリースタイル委員会、ダービー委員会、スクーター委員会という。

第 2 章 構 成

- 第3条 この委員会は、スケートボード、スピード、アーティスティック、インラインホッケー、リンクホッケー、ダウンヒル、フリースタイル、ダービー、スクーターの各部門の競技委員により構成される。
- 第4条 この委員会は、年1回の全国委員会を開催する他、必要に応じて開催する。

第 3 章 審議事項

- 第5条 本委員会では、下記の競技上の専門事項を処理するため審議を行い、執行理事会に報告することとする。
- 1 競技規則等の制定に関する事
 - 2 競技技術の研究と指導に関する事
 - 3 競技者の育成と強化に関する事
 - 4 競技会に於ける競技役員、審判構成、並びに審判員の資格審査に関する事
 - 5 代表選手の選考及び国際大会等への派遣に関する事
 - 6 その他、競技上の専門事項を処理するため必要な事柄について審議すること

第 4 章 委員の資格

- 第6条 委員の資格は、次のいずれかとする。
- 1 本連盟の競技者として3ヶ年以上の経験
 - 2 競技役員として2ヶ年以上の経験

- 3 特別役員（通訳等）として2ヶ年以上の経験
- 4 その他理事会が委員会の運営のために適任であると認めた学識経験者等

第 5 章 委員会

- 第7条 この委員会に、次の委員を置く。
- 1 委員長 1名
 - 2 副委員長 1名
 - 3 委 員
- 第8条
- 1 委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 2 委員及び副委員長は、委員会の提案により理事会が承認する。
 - 3 委員会は、委員長が招集し議長となる。
 - 4 委員長がかける場合は副委員長がその職務を行う。
 - 5 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
 - 6 委員会の決議の目的である事項について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電子メールより同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。
 - 7 委員会は議事録を作成し、委員2名が署名する。但し、電子的方法に替えることが出来る。
 - 8 その他、委員会に関する事項は委員会が定めることが出来る。

第 6 章 任 期

- 第9条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第 7 章 審 判 部

- 第10条 この委員会に、審判部を置く。
- 2 審判員資格取得者により構成する。

第 8 章 審判員資格

- 第11条 審判員の資格は、次のとおりとする。
- 1 國際審判員 本連盟推薦で國際連盟試験合格者
 - 2 A級審判員 本委員会B級資格取得後3年以上経過しA級試験合格者

- 4 B級審判員 本委員会試験合格者
- 5 C級審判員 本委員会試験合格者

第 9 章 任 務

- 第12条 審判員の任務は、次のとおりとする。
- 2 本連盟が主催する競技会の審判、国際審判員及びA級審判員を3名以上
 - 3 本連盟が後援する競技会の審判、A級審判員及びB級審判員を3名以上

第 10 章 解 任

- 第13条 1 委員長は、理事会が解任することが出来る。
- 2 委員及び副委員長は、委員会の決議により解任することが出来る
 - 3 競技会での役員及び審判員の任務を1年以上放棄したとき
 - 4 役員会費を1年以上未納のとき

第 11 章 本規程の変更

- 第14条 本規程の変更は、理事会の議決により行う。

付 則

- 1. この規程は昭和57年7月4日から施行する。
- 1. この規程は平成8年4月1日之を改正実施する。
- 1. この規程は平成13年4月1日之を改正実施する。
- 1. この規程は平成18年4月1日之を改正実施する。
- 1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。
- 1. この規程は平成27年5月14日之を改正実施する。
- 1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。
- 1. この規程は令和元年9月1日之を改正実施する。
- 1. (令和6年6月1日令和6年度定時社員総会決議)
この規程は令和6年6月1日から施行する。